

熊本市立特別支援学校学則の一部改正について

熊本市立特別支援学校学則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

熊本市立特別支援学校学則(平成 28 年教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の次に次の 1 条を加える
(成年者に係る手続)

第 21 条の 2 第 14 条、第 16 条から第 18 条、第 20 条、及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

附則

この規則は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

現在、特別支援学校学則では、未成年である生徒に係る入学・退学・休学・復学等の手続の際に保護者の署名を求めている。民法改正で成人の年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、これまで未成年者とされていた生徒は、その一部(誕生日を迎えた者)が成人とみなされ保護者の署名は不要となり、当該生徒も増加することになったため、所要の改正を行う必要がある。熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和 27 年教育委員会規則第 6 号)第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市立特別支援学校学則（平成28年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																																										
<p>(特別支援学校の目的)</p> <p>第1条 熊本市立特別支援学校(第18条第1項を除き、以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育)</p> <p>第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 687 1021 954"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>部</th> <th>学科</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員の標準</th> <th>主として行う教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立平成さくら支援学校</td> <td>高等部</td> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>72人</td> <td rowspan="3">知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊本市立あおば支援学校</td> <td>小学部</td> <td></td> <td>6年</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td></td> <td>3年</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(職員組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、職員組織については、熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成28年教育委員会規則第11号。以下「管理運営規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第4条 学年、学期及び休業日については、管理運営規則に定めるところによる。</p>	名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育	熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育	熊本市立あおば支援学校	小学部		6年	36人	中学部		3年	36人	<p>(特別支援学校の目的)</p> <p>第1条 熊本市立特別支援学校(第18条第1項を除き、以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育)</p> <p>第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1084 687 1942 954"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>部</th> <th>学科</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員の標準</th> <th>主として行う教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立平成さくら支援学校</td> <td>高等部</td> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>72人</td> <td rowspan="3">知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊本市立あおば支援学校</td> <td>小学部</td> <td></td> <td>6年</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td></td> <td>3年</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(職員組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、職員組織については、熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成28年教育委員会規則第11号。以下「管理運営規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>(平31教委規則1・一部改正)</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第4条 学年、学期及び休業日については、管理運営規則に定めるところによる。</p>	名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育	熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育	熊本市立あおば支援学校	小学部		6年	36人	中学部		3年	36人	
名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育																																							
熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育																																							
熊本市立あおば支援学校	小学部		6年	36人																																								
	中学部		3年	36人																																								
名称	部	学科	修業年限	収容定員の標準	主として行う教育																																							
熊本市立平成さくら支援学校	高等部	普通科	3年	72人	知的障害者に対する教育																																							
熊本市立あおば支援学校	小学部		6年	36人																																								
	中学部		3年	36人																																								

(臨時休業)

第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわな
いことができる。

(授業日と休業日の振替)

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成)

第7条 教育課程の編成については、管理運営規則に定めるところによる。

(学習の評価)

第8条 学習の評価については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高
等部学習指導要領に基づき校長が定める。

(平31教委規則1・全改)

(課程の修了の認定)

第9条 校長は、児童又は生徒の平素の成績の評価に基づいて全課程の修了を認定
する。

(平31教委規則1・全改)

(卒業証書の授与)

第10条 校長は、前条の規定により修了を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学資格)

第10条の2 特別支援学校に入学することができる者は、障害の程度が学校教育法
施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める程度の知的障害者であって、
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 小学部 学校教育法第17条第1項の規定により同項に規定する学校に就学
させるべき者
- (2) 中学部 学校教育法第17条第2項の規定により同項に規定する学校に就学
させるべき者
- (3) 高等部 学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる
者

(平31教委規則1・追加)

(臨時休業)

第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわな
いことができる。

(授業日と休業日の振替)

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成)

第7条 教育課程の編成については、管理運営規則に定めるところによる。

(学習の評価)

第8条 学習の評価については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高
等部学習指導要領に基づき校長が定める。

(平31教委規則1・全改)

(課程の修了の認定)

第9条 校長は、児童又は生徒の平素の成績の評価に基づいて全課程の修了を認定
する。

(平31教委規則1・全改)

(卒業証書の授与)

第10条 校長は、前条の規定により修了を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学資格)

第10条の2 特別支援学校に入学することができる者は、障害の程度が学校教育法
施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める程度の知的障害者であって、
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 小学部 学校教育法第17条第1項の規定により同項に規定する学校に就学
させるべき者
- (2) 中学部 学校教育法第17条第2項の規定により同項に規定する学校に就学
させるべき者
- (3) 高等部 学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる
者

(平31教委規則1・追加)

(通学区域)

第11条 特別支援学校の通学区域は、熊本市とする。

- 2 前項の通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、熊本市教育委員会(高等部の通学区域にあつては、校長)は、必要があると認めるときは、同項の通学区域に関する特例を設けることができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学志願の手續及び入学者の選抜)

第12条 特別支援学校(高等部に限る。第17条第1項及び第18条第1項を除き、以下同じ。)の入学志願の手續及び入学者の選抜に関し必要な事項は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学の許可)

第13条 特別支援学校の校長は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学手續)

第14条 特別支援学校に入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(平31教委規則1・一部改正)

(保証人)

第15条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、特別支援学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

- 2 特別支援学校の生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(平31教委規則1・一部改正)

(退学)

第16条 特別支援学校の生徒で退学しようとするものは、その事由を明記し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

(通学区域)

第11条 特別支援学校の通学区域は、熊本市とする。

- 2 前項の通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、熊本市教育委員会(高等部の通学区域にあつては、校長)は、必要があると認めるときは、同項の通学区域に関する特例を設けることができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学志願の手續及び入学者の選抜)

第12条 特別支援学校(高等部に限る。第17条第1項及び第18条第1項を除き、以下同じ。)の入学志願の手續及び入学者の選抜に関し必要な事項は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学の許可)

第13条 特別支援学校の校長は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。

(平31教委規則1・一部改正)

(入学手續)

第14条 特別支援学校に入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(平31教委規則1・一部改正)

(保証人)

第15条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、特別支援学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

- 2 特別支援学校の生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(平31教委規則1・一部改正)

(退学)

第16条 特別支援学校の生徒で退学しようとするものは、その事由を明記し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

(転学)

第17条 特別支援学校(高等部を除く。)の児童又は生徒が転学しようとするときは、保護者は、その事由を明記し、校長に届け出なければならない。

2 転学しようとする特別支援学校の生徒又は特別支援学校に転学を志望する生徒は、その事由を明記し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

3 転学しようとする児童又は生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、当該児童又は生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。

4 特別支援学校に転学を志望する生徒があるときは、校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転学を許可することができる。

5 前項の規定により転学を許可された者については、第14条の規定を準用する。

(平31教委規則1・一部改正)

(留学)

第18条 熊本市立特別支援学校の高等部の生徒が外国の高等学校又は特別支援学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとするときは、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校等に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校等における履修を高等部における履修として認定することができる。

4 校長は、前項の規定による認定に係る生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(編入学)

第19条 特別支援学校の第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

(転学)

第17条 特別支援学校(高等部を除く。)の児童又は生徒が転学しようとするときは、保護者は、その事由を明記し、校長に届け出なければならない。

2 転学しようとする特別支援学校の生徒又は特別支援学校に転学を志望する生徒は、その事由を明記し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

3 転学しようとする児童又は生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、当該児童又は生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。

4 特別支援学校に転学を志望する生徒があるときは、校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転学を許可することができる。

5 前項の規定により転学を許可された者については、第14条の規定を準用する。

(平31教委規則1・一部改正)

(留学)

第18条 熊本市立特別支援学校の高等部の生徒が外国の高等学校又は特別支援学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとするときは、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校等に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校等における履修を高等部における履修として認定することができる。

4 校長は、前項の規定による認定に係る生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(編入学)

第19条 特別支援学校の第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学

する者と同等以上の学力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第14条の規定を準用する。

(平31教委規則1・一部改正)

(休学)

第20条 特別支援学校の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないものは、その事由及び期間を明記し、保護者と連署の上、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

(復学)

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者と連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

(成年者に係る手続)

第21条の2 第14条、第16条から第18条、第20条、及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

(授業料等)

第22条 特別支援学校の授業料、入学料、入学審査手数料等の徴収については、熊本市立特別支援学校条例(平成27年条例第18号)に定めるところによる。

(平31教委規則1・一部改正)

する者と同等以上の学力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第14条の規定を準用する。

(平31教委規則1・一部改正)

(休学)

第20条 特別支援学校の生徒で病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないものは、その事由及び期間を明記し、保護者と連署の上、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

(復学)

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者と連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

【追加】

(授業料等)

第22条 特別支援学校の授業料、入学料、入学審査手数料等の徴収については、熊本市立特別支援学校条例(平成27年条例第18号)に定めるところによる。

(平31教委規則1・一部改正)

(表彰)

第23条 校長は、その本分を守り他の模範となる児童若しくは生徒又は特に賞賛に値する行為があった児童若しくは生徒を表彰することができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(懲戒)

第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童又は生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。ただし、退学及び停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行なうことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(平31教委規則1・一部改正)

(書類の様式等)

第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平31教委規則1・追加)

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

(平31教委規則1・旧第25条繰下)

附 則 【略】

(表彰)

第23条 校長は、その本分を守り他の模範となる児童若しくは生徒又は特に賞賛に値する行為があった児童若しくは生徒を表彰することができる。

(平31教委規則1・一部改正)

(懲戒)

第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童又は生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。ただし、退学及び停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行なうことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(平31教委規則1・一部改正)

(書類の様式等)

第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平31教委規則1・追加)

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

(平31教委規則1・旧第25条繰下)

附 則 【略】